

第2期千葉県国民健康保険運営方針の策定について

県が平成29年12月に、国民健康保険の安定的な財政運営及び市町村の事業運営の広域化や効率化を図るために策定した「千葉県国民健康保険運営方針」は、本年度末をもって対象期間が終了することから、県内市町村との協議や意見照会を行い、このたび、第2期千葉県国民健康保険運営方針（骨子案）を取りまとめました。

今後は、県国保運営協議会やパブリックコメント、市町村への法定意見聴取等いただいた意見も踏まえ適宜修正を行いながら、令和6年3月の決定・公表を目途に引き続き作業を進めてまいります。

1 第2期千葉県国民健康保険運営方針の概要

- 位置付け 県が策定する統一的な国民健康保険に関する方針
市町村は本方針を踏まえた事務の実施に努める（努力義務）
- 根拠規定 国民健康保険法第82条の2第1項
- 対象期間 令和6年4月1日から令和12年3月31日までの6年間
対象期間の3年目に当たる令和8年度に見直しを行う
- 基本理念 「持続可能な国民健康保険制度の運営を目指して」
- 策定の目的 国民健康保険の財政運営の安定化を図りつつ、保険料水準の統一や医療費適正化等の取組をより一層進め、「国保運営の都道府県化」の更なる深化を図る。

2 第2期千葉県国民健康保険運営方針の新規記載内容

財政運営に係る基本的な考え方と取組

- ・令和12年度までに決算補填等目的の法定外繰入を解消することを目標とする

保険料水準の統一

- ・国保事業費納付金の算定において、令和7年度から医療費水準の反映を段階的に縮小し、令和11年度に廃止（納付金ベースの統一）
- ・将来的に「被保険者の所得と世帯構成が同じであれば県内どの市町村に住んでも同じ保険料になること（保険料水準の統一）」を目指す

3 今後の策定スケジュール（案）

令和5年	9月 5日	県国民健康保険運営協議会（第1回） 骨子案を提示して意見を聴取
	9月～10月	パブリックコメント
	11月	県内市町村長への意見聴取
令和6年	1月	最終案を市町村に提示
	2月 6日	県国民健康保険運営協議会（第2回） 最終案について諮問・答申
	2月～ 3月	第2期千葉県国民健康保険運営方針を決定・公表